

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	〇指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則	三六五
告示	〇保安林の指定をする予定である旨通知があった件	三六五
	〇保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件四件	三六五
	〇保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件三件	三六七
	〇道路の供用を開始する件	三六七
	〇土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件	三六八
	〇都市計画事業の事業計画の変更を認可した件	三六八
	〇土地区画整理法により換地処分をした旨届出があった件	三六九
公告	〇一般競争入札を行う件	三九五
	福 島 県 公 安 委 員 会	
規則	〇福島県放置違反金に係る納付命令等に関する規則の一部を改正する規則	三九六

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月二十九日

福島県規則第五十四号

福島県知事 内 堀 雅 雄

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和二十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。
別表第一株式会社東邦銀行桑野支店の項中「郡山市桑野四丁目」を「郡山市朝日」に改め、同表株式会社東邦銀行西ノ内支店の項中「郡山市西ノ内」を「郡山市朝日」に改める。

別表第二いわき信用組合の項中「小名浜支店」を削る。

この規則中別表第一の改正規定は平成三十年七月九日から、別表第二の改正規定は同月十七日から施行する。

（出納総務課）

告 示

福島県告示第五百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年六月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
伊達市梁川町山舟生字日面一六四の一
- 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（森林保全課）

福島県告示第五百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第

三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年六月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
星谷次 星繁康 星一正 盛ユキ子 星トシ 星一 星六佐 星久之 星六佐 星芳充 星敦雄 星ミツノ 星甚八 星又一 星亨治
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成三十年福島県告示第 四百五十一号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第五百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を猪苗代町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年六月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
耶麻郡猪苗代町猪苗代地区財産区
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成三十年福島県告示第 四百一十一号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

福島県告示第五百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を新地町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年六月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
新谷貞男 齊藤充
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成三十年福島県告示第 四百一十二号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第五百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年六月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
荒嘉信 高玉伊之助 遠藤義邦 高玉辰之助 高玉忠太郎 大河原八十一 門馬良虎 佐藤一郎 佐藤獲治 横山亀之助 荒萬造 佐々木昌豊 半谷忠治 津田源左 工門 菅野重一 佐藤孟雄 木幡長雄 高玉定太郎 佐々木徳左工門 阿部精造 星篤三 荒信清 高玉留八 齋藤正男 島知安 高玉忠清 齊藤フク 森義政 津田源左衛門 佐々木徳左衛門 高玉伊之助 高玉辰之助 高玉忠太郎 高玉定太郎 齋藤正男
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成三十年福島県告示第 四百十五号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第五百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年六月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
大塚純一 船木寅佐 小沼良平 吉津芳松 船木寅次 尾形秀広
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成二十九年農林水産省告示第七百九十三号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第五百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年六月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
大澤一久 株式会社青砥商店 星亮 星英男 五十嵐一夫
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第千六号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第五百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年六月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
長谷川義雄 渡部利江 長谷川政市
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第千七号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第五百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年六月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小埴上郡山線	双葉郡楢葉町大字北田字細内七八番一地从先から 同 郡同 町大字北田字下山根一七番地先まで 双葉郡楢葉町大字井出字木屋四五番一地从先から 同 郡同 町大字井出字堂ノ前三番地先まで	平成三〇年六月二十九日

（道路計画課）

福島県告示第五百五十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年六月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
立石沢	伊達郡川俣町大字小島字立石	土石流	次の図のとおり
竹ノ内沢	同 郡同 町大字小島字竹ノ内	土石流	
上滝沢	同 郡同 町大字小島字下滝	土石流	
椿立目沢	いわき市市田町南大平字下毛	土石流	
原口沢1	同 市田町南大平字高松	土石流	
原口沢2	同 市田町南大平字高松	土石流	
坪内沢	同 市田町南大平字原口	土石流	
高松沢3	同 市田町南大平字高松	土石流	
下坪沢2	同 市田町旅人字下坪	土石流	
川向沢1	同 市田町旅人字下坪	土石流	
川向沢2	同 市田町旅人字和再松木	土石流	
支 東中上沢左	同 市田町旅人字東中上	土石流	

東中上沢	同	市田町旅人字東中上	土石流
横川沢4	同	市田町旅人字横川	土石流
横川沢1	同	市田町旅人字横川	土石流
吉沼沢	同	市田町旅人字村木立	土石流
笹ノ太輪沢	同	市田町旅人字笹ノ太輪	土石流
平草川3	同	市田町荷路夫字下石	土石流
川崎沢	同	市田町黒田字川崎	土石流
宝伝前沢1	同	市田町荷路夫字宝伝前	土石流
向田沢	同	市田町荷路夫字向田	土石流
間明沢沢	同	市田町荷路夫字間明沢	土石流
宿家前沢	同	市田町荷路夫字木和田	土石流
宝伝前沢3	同	市田町荷路夫字宝伝前	土石流
鶴巻沢	同	市田町荷路夫字鶴巻	土石流
中居沢	同	市田町荷路夫字中居	土石流
唐瀬沢	同	市田町黒田字唐瀬	土石流
唐瀬沢1	同	市田町黒田字唐瀬	土石流
唐瀬沢2	同	市田町黒田字唐瀬	土石流
唐沢1	同	市田町黒田字唐沢	土石流
唐沢2	同	市田町黒田字唐沢	土石流
明下沢1	同	市田町荷路夫字明下	土石流

公告第149号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年6月29日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
 - ア 凍結防止剤散布車Ⅰ（3t級） 1台
 - イ 凍結防止剤散布車Ⅱ（3t級） 1台
 - ウ 凍結防止剤散布車Ⅲ（3t級） 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成31年3月22日（金）
- (4) 納入場所

- ア 福島県二本松土木事務所（福島県二本松市金色424番地1）
- イ 福島県宮下土木事務所（福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻1108番地）
- ウ 福島県猪苗代土木事務所（福島県耶麻郡猪苗代町字梨木西70番地）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。

- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年7月20日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成30年7月20日（金）午後5時まで必着とする。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において平成30年6月29日（金）から同年7月20日（金）まで（土曜日、日曜日及び同月16日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙25枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年7月5日（木）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成30年7月5日（木）午後2時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 1の(1)のイに掲げる物品等 平成30年8月9日（木）午後1時 福島県出納局入札用度課
イ 1の(1)のイに掲げる物品等 平成30年8月9日（木）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
ウ 1の(1)のウに掲げる物品等 平成30年8月9日（木）午後2時 福島県出納局入札用度課
（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月8日（水）午後5時までに必着のこと。）
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

- ① Chemical Spreading Vehicle I (3t class) 1unit
 - ② Chemical Spreading Vehicle II (3t class) 1unit
 - ③ Chemical Spreading Vehicle III (3t class) 1unit
- (2) Time-limit of tender(by hand) :
- ① 1:00 p.m., 9 August 2018
 - ② 1:30 p.m., 9 August 2018
 - ③ 2:00 p.m., 9 August 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 8 August 2018
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau,
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima
960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)

福島県公安委員会

福島県放置違反金に係る納付命令等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月29日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

福島県公安委員会規則第4号

福島県放置違反金に係る納付命令等に関する規則の一部を改正する規則

福島県放置違反金に係る納付命令等に関する規則（平成18年福島県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「福島県福島市杉妻町2番16号」を「福島県福島市杉妻町5番75号」に改める。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

（交通指導課）